

平成24年10月22日	資料1-①
第5回実務担当者による特定健診・ 保健指導等に関するワーキンググループ	

集合契約において特定健診の受診日に特定保健指導の初回面接を試行的に実施することについて
(議論のたたき台)

1. 当面の対応

厚生労働省において関係者へのヒアリング等に基づいて把握した、以下に示す保険者と健診機関が対応すべき事項〔注1〕を踏まえ、希望する保険者と健診機関との間で、集合契約において特定健診の受診日に特定保健指導の初回面接を試行的に実施することとしてはどうか〔注2〕。

〔注1〕 集合契約に係ることに限る。また、新たなシステム対応は、支払基金においては現時点で把握する限り不要であるが、保険者や健診機関などにおいては必要でありうる。

〔注2〕 集合契約において特定健診の受診日に特定保健指導の初回面接を実施するためには、①保険者と健診機関との間に特定健診と特定保健指導の両方の集合契約が締結されており、②健診機関において受診日に全ての健診結果が得られていることが前提となる。

(A) 保険者が対応すべき主な事項

1. 特定健診を受診する者の全員に対して、受診券と併せて利用券（動機付け支援及び積極的支援の両方）を発行し、送付する。
2. 特定健診を受診する者の全員分の利用券番号（動機付け支援及び積極的支援の両方）を代行機関（支払基金／国保連合会）に予め登録する。（現在は原則として特定健診の受診後に登録。）

(B) 保険者と健診機関とが対応すべき主な事項

保険者が保健指導を実施する基準を予め指定する場合、保険者と健診機関は基準について合意するとともに、健診機関は合意された基準により保健指導を実施する。（複数の保険者が異なる基準を指定する場合、健診機関は保険者毎に異なる基準により保健指導を実施する。）

(C) その他の対応すべき事項

1. 保険者において、特定健診を受診する者の全員に対して、特定健診の受診日に特定保健指導の初回面接を利用できるかについての健診機関別情報を提供する。
2. 保険者において、特定保健指導の対象者に該当したが、特定健診の受診日に保健指導を利用しなかった者に対して、必要に応じて特定保健指導の利用を勧奨する。
3. 健診機関において、保健指導の対象となった受診者の保険者が、集合契約に参加しているかを確認する。（受診券をもって確認可能か。）
4. 健診機関において、保健指導の対象となった受診者の保険者が、集合契約において特定健診の受診日に特定保健指導の初回面接を試行的に実施することについて合意しているかを確認する。（利用券の存在をもって確認可能か。）

2. 今後の進め方

厚生労働省において、関係者の協力を得て、希望する保険者と健診機関を募集した上で、試行的な実施の準備を進めることとしてはどうか。その際、以上に示した以外の対応すべき事項が発見された場合は、参加者及び厚生労働省等において随時対応を検討することとしてはどうか。

(以上)

集合契約において健診受診日に保健指導の初回面接を実施するための新たな事務フローのイメージ

